明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○公職選挙法の一部を改正する法律（七五）　七
○北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律（七六）　一〇
○北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律（七七）　一二
○健康増進法の一部を改正する法律（七八）　一九
○医療法及び医師法の一部を改正する法律（七九）　二三

〔政　令〕
○公職選挙法施行令の一部を改正する政令（二一五）　二四
○地方自治法施行令及び医道審議会令の一部を改正する政令（二一六）　二五
○経済産業省組織令の一部を改正する政令（二一七）　二六
○電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（二一八）　二六
○電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（二一九）　二六
○雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令（二二〇）　二六

〔省　令〕
○電波法施行規則等の一部を改正する省令（**総務**五〇、五一）　二六
○医療法施行規則及び保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令の一部を改正する省令（**厚生労働**九〇）　四四
○経済産業省組織規則の一部を改正する省令（**経済産業**四九）　五二

〔告　示〕
○無線従事者養成課程の実施要領を定める件の一部を改正する件（**総務**二六一）　五三
○登録検査等事業者等規則第十七条及び別表第五号第三の三⑵の規定に基づく登録検査等事業者等が行う検査の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件の一部を改正する件（**同**二六二）　五五
○登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三⑵の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件の一部を改正する件（**同**二六三）　五六
○健康保険法第六十五条第四項第三号に規定する厚生労働大臣の定める病床の数の算定方法（**厚生労働**二八一）　五六
○健康保険法第六十五条第四項第二号に規定する厚生労働大臣の定める病床の数の算定方法の一部を改正する件（**同**二八二）　五六

本号で公布された法令のあらまし

◇公職選挙法の一部を改正する法律（法律第七五号）（総務省）

1　参議院議員の定数の改正

㈠　参議院議員の定数は二四八人（現行二四二人）とし、そのうち、一〇〇人（現行九六人）を比例代表選出議員、一四八人（現行一四六人）を選挙区選出議員とした。（第四条第二項関係）

㈡　参議院選挙区選出議員の各選挙区において選挙すべき議員の数を、次に掲げる選挙区について改めることとした。（別表第三関係）

選挙区	議員数
埼　玉　県	八人（現行六人）

2　参議院比例代表選出議員の選挙制度に係る改正

㈠　参議院名簿における優先的に当選人となるべき候補者の氏名及び順位の区分記載

参議院比例代表選出議員の選挙において、政党その他の政治団体は、参議院名簿の届出をする場合に、候補者とする者のうちの一部の者について、優先的に当選人となるべき候補者として、その氏名及びそれらの者の間における当選人となるべき順位をその他の候補者とする者の氏名と区分して当該参議院名簿に記載することができるものとした。（第八六条の三第一項後段関係）

㈡　㈠の候補者の有効投票

㈠により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び順位が参議院名簿に記載されている者である参議院名簿登載者の有効投票は、当該参議院名簿登載者に係る参議院名簿届出政党等の有効投票とみなすものとした。（第六八条の三関係）

㈢　参議院名簿に㈠の候補者が記載されている場合の当選人となるべき順位

参議院名簿届出政党等であって、その届出に係る参議院名簿登載者のうちに㈠により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び順位が参議院名簿に記載されている者